

衆議院 議院運営委員会図書館運営小委員会会議録 第二号

昭和五十九年五月十七日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席小委員

小委員長 保利 耕輔君

工藤 巖君

田中 直紀君

日野 市朗君

榎藤 恒夫君

小委員外の出席者

議院運営委員

長 荒尾 正浩君

国立国会図書館

東中 光雄君

荒尾 正浩君

五月十七日

小委員井上普万君二月六日委員辞任につき、その補欠として日野市朗君が委員長の名で小委員に選任された。

同日

小委員田中直紀君三月三十日委員辞任につき、その補欠として田中直紀君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件
国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件

○保利小委員長 これより図書館運営小委員会を開会いたします。

本日は、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件について御協議をお願いいたします。

理規程の一部改正の件について御協議をお願いいたしますと存じます。

荒尾図書館長から説明を求めます。荒尾図書館長。

○荒尾国立国会図書館長 本件について御説明申し上げます。

今般、新たに林野庁長官から当館に對しまして、支部図書館設置の申請がありました。その設置に必要な経費といたしまして、昭和五十九年度林野庁予算に百四十三万五千円が計上され、支部林野庁図書館として発足する体制が整いましたので、ここに当該法律の一部を改正する法律案の御提出をお願い申し上げる次第でございます。

林野庁の林野資料館は、現在、林野行政に係る専門図書館として、林野行政の推進並びにその施策に必要な図書、統計、調査研究資料等を所蔵し、庁務の遂行に奉仕いたしております。また、最近国民に緑資源の育成、確保等に対する関心が高まっております。これを支部図書館といたしますことは、同資料館の充実発展に益することは申すまでもなく、国立国会図書館の行政部門に対する図書館奉仕の連携に益するところもまた多大なものがあると存じます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について御説明申し上げます。

これは、このたびの国会議員法の一部改正に伴う引用条文の整理であります。

御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は、昭和六十年三月三十一日から施行いたしますと存じます。

以上でございます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律

の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○保利小委員長 これより懇談に入ります。

〔午前十時五十分懇談に入る〕

〔午前十時五十一分懇談を終わる〕

○保利小委員長 これにて懇談を閉じます。

それでは、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を小委員会の案と決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会において承認すべきものと決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本日の議院運営委員会において、以上の審査の経過並びに結果を私から御報告いたしますので、御了承願います。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部農林水産省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部林野庁図書館 林野庁

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理由

林野庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員苦情処理規程(昭和二十七年国立国会図書館規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の二の規定に基づく」を「第十五条の五の規定に基づく」に改める。

附則

この規程は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

理由

国会議員法の一部改正に伴い、引用条文を整理する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

昭和五十九年五月二十一日印刷

昭和五十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D